

香川県条例第41号

香川県税条例の一部を改正する条例

香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第1

改正後	改正前
(軽油引取税の徴収不能額等の還付又は納入義務の免除の申請等) 第86条の3 法第144条の30第1項に規定する徴収不能額等の還付又は納入義務の免除を申請する特別徴収義務者は、 <u>施行規則で定める様式による申請書に徴収不能額等の還付又は納入義務の免除を受けるべき理由があることを証するに足りる書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。</u>	(軽油引取税の徴収不能額等の還付又は納入義務の免除の申請等) 第86条の3 法第144条の30第1項に規定する徴収不能額等の還付又は納入義務の免除を申請する特別徴収義務者は、 <u>次に掲げる事項を記載した申請書に徴収不能額等の還付又は納入義務の免除を受けるべき理由があることを証するに足りる書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。</u> <u>(1) 申請者の住所及び氏名又は名称</u> <u>(2) 引取りのあった年月日、引取りに係る軽油の数量及び軽油引取税額</u> <u>(3) 還付又は納入義務の免除を受けようとする税額</u> <u>(4) 還付又は納入義務の免除を必要とする理由</u> <u>(5) 前各号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項</u>
2 略	2 略
附 則	附 則
1～34 略	1～34 略
(都市再生事業の用に供する不動産の取得に対する不動産取得税の課税標準の特例) 35 <u>法附則第11条第7項本文に規定する条例で定める割合は、5分の1とする。</u>	35～42 略
36～43 略	43 エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年

窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則附則第5条の2第11項に定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第88条の規定の適用については、当該自動車が平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成28年度分の自動車税に限り、附則第41項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

45 附則第41項（第4号に係る部分に限る。）及び第42項の規定は、平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則附則第5条の2第12項に定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であって、法附則第12条の3第8項に規定する平成22年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則附則第5条の2第13項に定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、附則第41項第4号中「同号に規定する平成27年度基準エネルギー消費効率（以下「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の110」とあるのは「平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138」と、「施行規則附則第5条の2第6項に定めるもの」とあるのは「施行規則附則第5条の2第6項第2号及び同条第14項の規定により読み替えて適用する同条第6項第1号に掲げる要件に該当するもの」と、附則第42項中「平成27年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値」と、「施行規則附則第5条の2第7項に定めるもの」とあるのは「施行規則附則第5条の2第7項第2号及び同条第14項の規定により読み替えて適用する同条第7項第1号に掲げる要件に該当するもの」と読み替えるものとする。

46～52 略

窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則附則第5条の2第11項に定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第88条の規定の適用については、当該自動車が平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成28年度分の自動車税に限り、附則第40項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

44 附則第40項（第4号に係る部分に限る。）及び第41項の規定は、平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則附則第5条の2第12項に定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であって、法附則第12条の3第8項に規定する平成22年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則附則第5条の2第13項に定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、附則第40項第4号中「同号に規定する平成27年度基準エネルギー消費効率（以下「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の110」とあるのは「平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138」と、「施行規則附則第5条の2第6項に定めるもの」とあるのは「施行規則附則第5条の2第6項第2号及び同条第14項の規定により読み替えて適用する同条第6項第1号に掲げる要件に該当するもの」と、第41項中「平成27年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値」と、「施行規則附則第5条の2第7項に定めるもの」とあるのは「施行規則附則第5条の2第7項第2号及び同条第14項の規定により読み替えて適用する同条第7項第1号に掲げる要件に該当するもの」と読み替えるものとする。

45～51 略

第2

改正後	改正前
（配当割の特別徴収義務者の指定） 第40条の4 配当割の特別徴収義務者は、特定配当等の支払を受けるべき日	（配当割の特別徴収義務者の指定） 第40条の4 配当割の特別徴収義務者は、特定配当等の支払を受けるべき日

現在において県内に住所を有する個人に対して特定配当等の支払をする者
(当該特定配当等が国外特定配当等、租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等又は同法第41条の12の2第3項に規定する特定割引債の償還金に係る差益金額である場合において、その支払を取り扱う者があるときは、その者)とする。

附 則

(配当割の特別徴収義務者の指定の特例)

- 28 租税特別措置法第37条の11の4第1項に規定する源泉徴収選択口座が開設されている第40条の4に規定する特別徴収義務者が、同法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等につき、法第71条の31第2項の規定により県民税の配当割を徴収する場合又は法附則第33条の2の2第1項の規定の適用がある場合における第40条の4の規定の適用については、同条中「受けるべき日」とあるのは、「受けるべき日の属する年の1月1日」とする。

(株式等譲渡所得割の特別徴収義務者の指定の特例)

- 29 法附則第35条の3の3第1項の規定の適用がある場合における第40条の5の規定の適用については、同条中「選択口座が開設されている租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する金融商品取引業者等で特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日」とあるのは「租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座を開設する個人で同条第6項に規定する契約不履行等事由による当該未成年者口座の廃止の日」と、「に対して当該特定株式等譲渡対価等の支払をするもの」とあるのは「の当該未成年者口座が開設されている租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する金融商品取引業者等」とする。

30～44 略

- 45 エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則附則第5条の2第11項に定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第88条の規定の適用については、当該自動車が平成26年4月1日か

現在において県内に住所を有する個人に対して特定配当等の支払をする者
(当該特定配当等が国外特定配当等、租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等又は同法第41条の12の2第3項に規定する特定割引債の償還金に係る差益金額である場合にあっては、その支払を取り扱う者)とする。

附 則

(配当割の特別徴収義務者の指定の特例)

- 28 租税特別措置法第37条の11の4第1項に規定する源泉徴収選択口座が開設されている第40条の4に規定する特別徴収義務者が、同法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等につき、法第71条の31第2項の規定により県民税の配当割を徴収する場合における第40条の4の規定の適用については、同条中「受けるべき日」とあるのは、「受けるべき日の属する年の1月1日」とする。

29～43 略

- 44 エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則附則第5条の2第11項に定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第88条の規定の適用については、当該自動車が平成26年4月1日か

ら平成27年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成28年度分の自動車税に限り、附則第42項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

46 附則第42項（第4号に係る部分に限る。）及び第43項の規定は、平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則附則第5条の2第12項に定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であって、法附則第12条の3第8項に規定する平成22年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則附則第5条の2第13項に定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、附則第42項第4号中「同号に規定する平成27年度基準エネルギー消費効率（以下「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の110」とあるのは「平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138」と、「施行規則附則第5条の2第6項に定めるもの」とあるのは「施行規則附則第5条の2第6項第2号及び同条第14項の規定により読み替えて適用する同条第6項第1号に掲げる要件に該当するもの」と、附則第43項中「平成27年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値」と、「施行規則附則第5条の2第7項に定めるもの」とあるのは「施行規則附則第5条の2第7項第2号及び同条第14項の規定により読み替えて適用する同条第7項第1号に掲げる要件に該当するもの」と読み替えるものとする。

47～53 略

ら平成27年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成28年度分の自動車税に限り、附則第41項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

45 附則第41項（第4号に係る部分に限る。）及び第42項の規定は、平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則附則第5条の2第12項に定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であって、法附則第12条の3第8項に規定する平成22年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則附則第5条の2第13項に定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、附則第41項第4号中「同号に規定する平成27年度基準エネルギー消費効率（以下「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の110」とあるのは「平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138」と、「施行規則附則第5条の2第6項に定めるもの」とあるのは「施行規則附則第5条の2第6項第2号及び同条第14項の規定により読み替えて適用する同条第6項第1号に掲げる要件に該当するもの」と、附則第42項中「平成27年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値」と、「施行規則附則第5条の2第7項に定めるもの」とあるのは「施行規則附則第5条の2第7項第2号及び同条第14項の規定により読み替えて適用する同条第7項第1号に掲げる要件に該当するもの」と読み替えるものとする。

46～52 略

第3

改正後	改正前
<p>（徴収猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法）</p> <p>第16条 法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、その猶予に係る金額をその猶予をする期間内の各月（知事がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の知事が指定する月）に分割して納付し、又は納入させるものとする。</p>	<p>（徴収猶予の申請）</p> <p>第16条 法第15条第1項又は第2項の規定による徴収猶予の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明するに足る書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。</p> <p>（1）申請者の住所及び氏名又は名称</p>

2 知事は、法第15条第3項又は第5項の規定により、同条第1項若しくは第2項の規定による徴収の猶予（以下この項から第4項までにおいて「徴収の猶予」という。）又は同条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（次項及び第4項において「徴収の猶予期間の延長」という。）に係る徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限（以下この条において「各分割納付等期限」という。）及び各分割納付等期限ごとの納付金額又は納入金額（以下この条において「各分割納付等金額」という。）を定めるものとする。

3 知事は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者が次項の規定により通知された各分割納付等金額を当該各分割納付等金額に係る各分割納付等期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた各分割納付等期限及び各分割納付等金額を変更することができる。

4 知事は、第2項の規定により各分割納付等期限及び各分割納付等金額を定めたときは、その旨、当該各分割納付等期限及び各分割納付等金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

5 知事は、第3項の規定により各分割納付等期限及び各分割納付等金額を変更したときは、その旨、その変更後の各分割納付等期限及び各分割納付等金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

（徴収猶予の申請手続等）

第17条 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額
- (4) 当該猶予を受けようとする期間
- (5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか（分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあっては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。）

(2) 徴収猶予を受けようとする県税に係る年度、事業年度、計算期間、期又は月別並びに税目及び税額

- (3) 徴収猶予を受けようとする税額及びその期間
- (4) 徴収猶予を必要とする理由
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項

2 法第15条第3項の規定による徴収猶予の期間の延長の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予の期間の延長を必要とする理由を証明するに足る書類を添付して、その徴収猶予を受けている期間の末日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の住所及び氏名又は名称
- (2) 徴収猶予を受けている県税に係る年度、事業年度、計算期間、期又は月別並びに税目及び税額
- (3) 徴収猶予を受けている税額及びその期間
- (4) 徴収猶予の期間の延長を受けようとする税額及びその期間
- (5) 徴収猶予の期間の延長を必要とする理由
- (6) 前各号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項

第17条から第22条まで 削除

(6) 猶予を受けようとする金額が50万円を超える、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）

2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類

(2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類

(3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類

(4) 猶予を受けようとする金額が50万円を超える、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「施行令」という。）第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細

(2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項

4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 猶予期間の延長を受けようとする徴収金の年度、種類、納期限及び金額

(2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由

(3) 猶予期間の延長を受けようとする期間

(4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項

6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、第2項第4号に掲げる書類とする。

7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

（職権による換価の猶予の手続等）

第18条 法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、その猶予に係る金額をその猶予をする期間内の各月（知事がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の知事が指定する月）に分割して納付し、又は納入させるものとする。

2 第16条第2項から第5項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 第17条第2項第2号から第4号までに掲げる書類
- (2) 分割納付又は分割納入させるために必要となる書類

（申請による換価の猶予の申請手続等）

第19条 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。

2 法第15条の6第3項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、その猶予に係る金額をその猶予をする期間内の各月（知事がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の知事が指定する月）に分割して納付し、又は納入させるものとする。

3 第16条第2項から第5項までの規定は、法第15条の6第3項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

4 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細
- (2) 第17条第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項
- (3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額

5 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、第17条第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

6 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 第17条第1項第6号及び第5項第1号から第3号までに掲げる事項
- (2) 第4項第3号に掲げる事項

7 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

(担保を徴する必要がない場合)

第20条 法第16条第1項ただし書に規定する条例で定める場合は、その猶予に係る金額が50万円以下である場合、その猶予に係る期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

第21条及び第22条 削除

(法人の均等割の税率)

第39条 略

(1) 略

ア 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号の公共法人及び法第24条第5項に規定する公益法人等のうち、法第25条第1項の規定により均等割を課すことができないもの以外のもの（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で施行令第7条の4に規定する収益事業（以下「収益事業」という。）を行うものを除く。）

イ～オ 略

(2)～(5) 略

2 略

(法人の課税標準の区分経理の義務)

第41条 略

2 電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業とその他の事業とを併せて行う法人で事業税の納税義務があるものは、それぞれの事業に関する経理を区分して行わなければならない。

(法人の事業税の税率)

第42条 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を除く。第4項において同じ。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 略

(法人の均等割の税率)

第39条 法人の均等割の税率は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次に掲げる法人 年額 2万円

ア 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号の公共法人及び法第24条第5項に規定する公益法人等のうち、法第25条第1項の規定により均等割を課すことができないもの以外のもの（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で地方税法施行令（昭和25年政令第245号）以下「施行令」という。）第7条の4に規定する収益事業（以下「収益事業」という。）を行うものを除く。）

イ～オ 略

(2)～(5) 略

2 略

(法人の課税標準の区分経理の義務)

第41条 略

2 電気供給業、ガス供給業及び保険業とその他の事業とを併せて行う法人で事業税の納税義務があるものは、それぞれの事業に関する経理を区分して行わなければならない。

(法人の事業税の税率)

第42条 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業及び保険業を除く。第4項において同じ。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計

- ア 各事業年度の付加価値額に100分の0.96を乗じて得た金額
 イ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.4を乗じて得た金額
 ウ 略

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	<u>100分の2.5</u>
各事業年度の所得のうち年400万円を超える年800万円以下の金額	<u>100分の3.7</u>
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	<u>100分の4.8</u>

(2)・(3) 略

2 略

3 電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1.3を乗じて得た金額とする。

4 略

(1) 略

- ア 各事業年度の付加価値額に100分の0.96を乗じて得た金額
 イ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.4を乗じて得た金額
 ウ 各事業年度の所得に100分の4.8を乗じて得た金額

(2)・(3) 略

附 則

(株式等譲渡所得割の特別徴収義務者の指定の特例)

29 法附則第35条の3の4第1項の規定の適用がある場合における第40条の5の規定の適用については、同条中「選択口座が開設されている租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する金融商品取引業者等で特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日」とあるのは「租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座を開設する個人で同条第6項に規定する契約不履行等事由による当該未成年者口座の廃止の日」

額

- ア 各事業年度の付加価値額に100分の0.72を乗じて得た金額
 イ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.3を乗じて得た金額
 ウ 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額を合計した金額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	<u>100分の3.1</u>
各事業年度の所得のうち年400万円を超える年800万円以下の金額	<u>100分の4.6</u>
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	<u>100分の6</u>

(2)・(3) 略

2 略

3 電気供給業、ガス供給業及び保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1.3を乗じて得た金額とする。

4 他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものが行う事業に対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

- ア 各事業年度の付加価値額に100分の0.72を乗じて得た金額
 イ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.3を乗じて得た金額
 ウ 各事業年度の所得に100分の6を乗じて得た金額

(2)・(3) 略

附 則

(株式等譲渡所得割の特別徴収義務者の指定の特例)

29 法附則第35条の3の3第1項の規定の適用がある場合における第40条の5の規定の適用については、同条中「選択口座が開設されている租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する金融商品取引業者等で特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日」とあるのは「租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座を開設する個人で同条第6項に規定する契約不履行等事由による当該未成年者口座の廃止の日」

と、「に対して当該特定株式等譲渡対価等の支払をするもの」とあるのは「の当該未成年者口座が開設されている租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する金融商品取引業者等」とする。

(法人の事業税の税率の特例)

- 30 平成28年4月1日以後に開始する各事業年度（法第72条の13に規定する事業年度をいう。以下同じ。）に係る法人の事業税についての第42条の規定の適用については、第42条第1項第1号ウの表中「100分の2.5」とあるのは「100分の0.9」と、「100分の3.7」とあるのは「100分の1.4」と、「100分の4.8」とあるのは「100分の1.9」と、同項第2号の表中「100分の5」とあるのは「100分の3.4」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、同項第3号の表中「100分の5」とあるのは「100分の3.4」と、「100分の7.3」とあるのは「100分の5.1」と、「100分の9.6」とあるのは「100分の6.7」と、同条第3項中「100分の1.3」とあるのは「100分の0.9」と、同条第4項第1号ウ中「100分の4.8」とあるのは「100分の1.9」と、同項第2号中「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、同項第3号中「100分の9.6」とあるのは「100分の6.7」とする。

と、「に対して当該特定株式等譲渡対価等の支払をするもの」とあるのは「の当該未成年者口座が開設されている租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する金融商品取引業者等」とする。

(法人の事業税の税率の特例)

- 30 平成27年4月1日以後に開始する各事業年度（法第72条の13に規定する事業年度をいう。以下同じ。）に係る法人の事業税についての第42条の規定の適用については、第42条第1項第1号ウの表中「100分の3.1」とあるのは「100分の1.6」と、「100分の4.6」とあるのは「100分の2.3」と、「100分の6」とあるのは「100分の3.1」と、同項第2号の表中「100分の5」とあるのは「100分の3.4」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、同項第3号の表中「100分の5」とあるのは「100分の3.4」と、「100分の7.3」とあるのは「100分の5.1」と、「100分の9.6」とあるのは「100分の6.7」と、同条第3項中「100分の1.3」とあるのは「100分の0.9」と、同条第4項第1号ウ中「100分の6」とあるのは「100分の3.1」と、同項第2号中「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、同項第3号中「100分の9.6」とあるのは「100分の6.7」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1の表の改正部分及び附則第11項の規定 公布の日
 - (2) 第2の表の改正部分並びに附則第5項、第12項及び第13項の規定 平成28年1月1日
 - (3) 第3の表中附則第29項の改正規定 平成29年1月1日
 - (4) 第3の表中第41条の改正規定及び第42条の改正規定（「及び保険業」を「、保険業及び貿易保険業」に改める部分に限る。） 平成29年4月1日
(徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置)
- 2 第3の表の改正部分による改正後の第16条、第17条及び第20条（地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）第2条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請される新法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用し、施行日前に申請された地方税法等の一部を改正する法律第2条の規定による改正前の地方税法（次項において「旧法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。
- 3 第3の表の改正部分による改正後の第18条及び第20条（新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、施行日前にされた旧法第15条の5第1項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。
- 4 第3の表の改正部分による改正後の第19条及び第20条（新法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同

項に規定する納期限が到来する徴収金について適用する。

(個人の県民税に関する経過措置)

5 第2の表の改正部分による改正後の第40条の4の規定は、平成28年1月1日以後に支払を受けるべき地方税法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正後の地方税法第23条第1項第15号に規定する特定配当等に係る県民税の配当割の特別徴収について適用し、同日前に支払を受けるべき地方税法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の地方税法第23条第1項第15号に規定する特定配当等に係る県民税の配当割の特別徴収については、なお従前の例による。

(法人の事業税に関する経過措置)

6 第3の表の改正部分による改正後の第42条第1項第1号及び第4項第1号並びに附則第30項の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

7 新法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人（他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人を除く。次項において同じ。）で、施行日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度の新法第72条の12第1号イに規定する付加価値額（当該事業年度が1年に満たない場合にあっては、当該事業年度の付加価値額に12を乗じて得た額を当該事業年度の月数（当該月数は、暦に従い計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。以下同じ。）で除して計算した金額。以下「調整後付加価値額」という。）が30億円以下であるものについては、第3の表の改正部分による改正後の附則第30項の規定により読み替えられた第3の表の改正部分による改正後の第42条第1項第1号に規定する合計額（次項において「基準法人事業税額」という。）が次の各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額の2分の1に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る付加価値額、資本金等の額又は所得について新法第72条の25の規定によって納付すべき事業税額、新法第72条の28の規定によって納付すべき事業税額又は新法第72条の29の規定によって納付すべき事業税額（以下「事業税額」という。）から控除するものとする。

(1) 当該事業年度の新法第72条の12第1号イに規定する付加価値額（他の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあっては、新法第72条の48の規定により関係都道府県に分割された後の付加価値額とし、当該付加価値額に1,000円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が1,000円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額とする。附則第9項において「課税標準付加価値額」という。）に、平成28年3月31日現在における第3の表の改正部分による改正前の第42条第1項第1号アに規定する率を乗じて得た金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

(2) 当該事業年度の新法第72条の12第1号ロに規定する資本金等の額（他の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあっては、新法第72条の48の規定により関係都道府県に分割された後の資本金等の額とし、当該金額に1,000円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が1,000円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額とする。附則第9項において「課税標準資本金等の額」という。）に、平成28年3月31日現在における第3の表の改正部分による改正前の第42条第1項第1号イに規定する率を乗じて得た金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

(3) 当該事業年度の新法第72条の12第1号ハに規定する所得を第3の表の改正部分による改正後の第42条第1項第1号ウの表の左欄に掲げる金額の区分によって区分した金額（他の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあっては、新法第72条の48の規定により区分し、関係都道府県に分割された後の金額とし、当該金額に1,000円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が1,000円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額とする。）に、平成28年3月31日現在における当該区分に応ずる第3の表の改正部分による改正前の附則第30項の規定により読み替えられた第3の表の改正部分による改正前の第42条第1項第1号ウの表の右欄に掲げる率を乗じて得た金額を合計した金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

8 新法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人で、調整後付加価値額が30億円を超え40億円未満であるものについては、基準法人事業税額が前項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額に40億円から調整後付加価値額を控除した額を乗じて得た額を20億円で除して得た額に相当する金額（

当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額) は、当該事業年度に係る事業税額から控除するものとする。

9 新法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人(他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人に限る。次項において同じ。)で、調整後付加価値額が30億円以下であるものについては、第3の表の改正部分による改正後の附則第30項の規定により読み替えられた第3の表の改正部分による改正後の第42条第4項第1号に規定する合計額(次項において「基準法人事業税額」という。)が次の各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額の2分の1に相当する金額(当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額)は、当該事業年度に係る事業税額から控除するものとする。

(1) 当該事業年度の課税標準付加価値額に、平成28年3月31日現在における第3の表の改正部分による改正前の第42条第4項第1号アに規定する率を乗じて得た金額(当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額)

(2) 当該事業年度の課税標準資本金等の額に、平成28年3月31日現在における第3の表の改正部分による改正前の第42条第4項第1号イに規定する率を乗じて得た金額(当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額)

(3) 当該事業年度の新法第72条の12第1号ハに規定する所得を新法第72条の48の規定により関係都道府県に分割した後の金額(当該金額に1,000円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が1,000円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額)に、平成28年3月31日現在における第3の表の改正部分による改正前の附則第30項の規定により読み替えられた第3の表の改正部分による改正前の第42条第4項第1号ウに規定する率を乗じて得た金額を合計した金額(当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額)

10 新法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人で、調整後付加価値額が30億円を超え40億円未満であるものについては、基準法人事業税額が前項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額に40億円から調整後付加価値額を控除した額を乗じて得た額を20億円で除して得た額に相当する金額(当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額)は、当該事業年度に係る事業税額から控除するものとする。

(不動産取得税に関する経過措置)

11 第1の表の改正部分による改正後の附則第35項の規定は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用する。

(香川県における企業誘致のための県税の特別措置条例の一部改正)

12 香川県における企業誘致のための県税の特別措置条例(平成14年香川県条例第57号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(不動産取得税の不均一課税)</p> <p>第2条 香川県企業誘致条例(平成16年香川県条例第5号)第2条第1号から第6号までに規定する施設のいずれかを設置した者であって、当該施設において県内に住所を有している者5人(同条第4号に規定する物流拠点施設にあっては、10人)以上を当該施設を設置した者の常時使用の従業者(同条第5号に規定する地方拠点強化施設にあっては、期間の定めのない労働契約を締結している従業者に限る。)として新たに雇用したものにつ</p>	<p>(不動産取得税の不均一課税)</p> <p>第2条 香川県企業誘致条例(平成16年香川県条例第5号)第2条第1号から第6号までに規定する施設のいずれかを設置した者であって、当該施設において県内に住所を有している者5人(同条第4号に規定する物流拠点施設にあっては、10人)以上を当該施設を設置した者の常時使用の従業者(同条第5号に規定する地方拠点強化施設にあっては、期間の定めのない労働契約を締結している従業者に限る。)として新たに雇用したものにつ</p>

いっては、当該施設を構成する家屋及び減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第2号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第2号から第7号までに掲げるものをいう。）の取得価額が5,000万円を超える場合（同条例第2条第4号に規定する物流拠点施設にあっては、5億円以上の場合）に限り、当該家屋又はその敷地である土地の取得（土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の税率は、香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）第45条及び附則第31項の規定にかかわらず、100分の1とする。

いっては、当該施設を構成する家屋及び減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第2号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第2号から第7号までに掲げるものをいう。）の取得価額が5,000万円を超える場合（同条例第2条第4号に規定する物流拠点施設にあっては、5億円以上の場合）に限り、当該家屋又はその敷地である土地の取得（土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の税率は、香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）第45条及び附則第30項の規定にかかわらず、100分の1とする。

（香川県地方活力向上地域における県税の特別措置条例の一部改正）

- 13 香川県地方活力向上地域における県税の特別措置条例（平成27年香川県条例第38号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（事業税の不均一課税）</p> <p>第2条 法第5条第19項（法第7条第2項において準用する場合を含む。）の規定により法第5条第1項の地域再生計画（同条第4項第4号に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。）が公示された日（地域再生法の一部を改正する法律（平成27年法律第49号）の施行の日以後最初に公示された日に限る。次条において「公示日」という。）から平成30年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画（以下「特定業務施設整備計画」という。）の認定を受けた認定事業者（同項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。）であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特定業務施設の用に供する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）で取得価額の合計額が3,800万円（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第10条第6項第4号に規定する中小事業者、同法第42条の4第6項第4号に規定する中小企業者及び同法第68条の9第6項第4号に規定する中小連結法人にあっては、1,900万円）以上のもの（以下「特別</p>	<p>（事業税の不均一課税）</p> <p>第2条 法第5条第19項（法第7条第2項において準用する場合を含む。）の規定により法第5条第1項の地域再生計画（同条第4項第4号に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。）が公示された日（地域再生法の一部を改正する法律（平成27年法律第49号）の施行の日以後最初に公示された日に限る。次条において「公示日」という。）から平成30年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画（以下「特定業務施設整備計画」という。）の認定を受けた認定事業者（同項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。）であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特定業務施設の用に供する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）で取得価額の合計額が3,800万円（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第10条第6項第4号に規定する中小事業者、同法第42条の4第6項第4号に規定する中小企業者及び同法第68条の9第6項第4号に規定する中小連結法人にあっては、1,900万円）以上のもの（以下「特別</p>

償却設備」という。)を新設し、又は増設した者(その者が新設し、又は増設した特定業務施設において県内に住所を有している者10人(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年法律第18号)第2条第1項に規定する中小企業者にあっては5人とし、規則で定める場合にあっては規則で定める人数とする。)以上をその者の常時使用の従業者として新たに雇用した者に限る。)に課する事業税については、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得又は収入金額のうち当該特別償却設備に係るものとして次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額の合計額に対して課する事業税で最初に課する年度以後3箇年度に係るものについて、香川県税条例(昭和29年香川県条例第13号。以下「県税条例」という。)附則第30項の規定により読み替えられた県税条例第42条の規定又は県税条例第42条の4の規定にかかわらず、不均一の課税をする。

(1)～(3) 略

2 前項の規定による不均一課税の税率は、県税条例附則第30項の規定により読み替えられた県税条例第42条に規定する税率又は県税条例第42条の4に規定する税率に次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た率とする。

(1)～(3) 略

3 略

(不動産取得税の不均一課税)

第3条 公示日から平成30年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、特定業務施設整備計画の認定を受けた認定事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、特別償却設備を新設し、又は増設した者(その者が新設し、又は増設した特定業務施設において県内に住所を有している者10人(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第2条第1項に規定する中小企業者にあっては5人とし、規則で定める場合にあっては規則で定める人数とする。)以上をその者の常時使用の従業者として新たに雇用した者に限る。)に係る当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得(公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して

償却設備」という。)を新設し、又は増設した者(その者が新設し、又は増設した特定業務施設において県内に住所を有している者10人(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年法律第18号)第2条第1項に規定する中小企業者にあっては5人とし、規則で定める場合にあっては規則で定める人数とする。)以上をその者の常時使用の従業者として新たに雇用した者に限る。)に課する事業税については、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得又は収入金額のうち当該特別償却設備に係るものとして次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額の合計額に対して課する事業税で最初に課する年度以後3箇年度に係るものについて、香川県税条例(昭和29年香川県条例第13号。以下「県税条例」という。)附則第29項の規定により読み替えられた県税条例第42条の規定又は県税条例第42条の4の規定にかかわらず、不均一の課税をする。

(1)～(3) 略

2 前項の規定による不均一課税の税率は、県税条例附則第29項の規定により読み替えられた県税条例第42条に規定する税率又は県税条例第42条の4に規定する税率に次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た率とする。

(1)～(3) 略

3 略

(不動産取得税の不均一課税)

第3条 公示日から平成30年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、特定業務施設整備計画の認定を受けた認定事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、特別償却設備を新設し、又は増設した者(その者が新設し、又は増設した特定業務施設において県内に住所を有している者10人(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第2条第1項に規定する中小企業者にあっては5人とし、規則で定める場合にあっては規則で定める人数とする。)以上をその者の常時使用の従業者として新たに雇用した者に限る。)に係る当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得(公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して

課する不動産取得税の税率は、県税条例第45条及び附則第31項の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率にそれぞれ10分の1を乗じて得た率とする。

課する不動産取得税の税率は、県税条例第45条及び附則第30項の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率にそれぞれ10分の1を乗じて得た率とする。